

提出予定法案等の保育制度に対する
質問と要望書ダイジェスト版

令和 5 年 9 月 6 日

保育三団体

社会福祉法人 日本保育協会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会

公益社団法人 全国私立保育連盟

[共通事項]

基本的な制度設計の検討段階で、御説明と意見交換。

[個別事項]

I 適切な保育の強化

- (1) 「不適切な保育」と「虐待」は何が違うか定義の整理。
- (2) 「不適切な保育」「虐待」抑止のためにも、職員配置の在り方(役割や業務)の見直し。
例示：主任保育士の業務を担当保育士に対するアドバイスの強化(スーパー・バイズ的役割)に見直す等
- (3) 施設長の位置づけの明確化と研修受講の義務化。
- (4) 日本版 DBS 法案の性的事案の判断(何処が、どのように行うか)。男性保育士への偏見が増長されない配慮。

II 配置基準の改善

配置基準＝保育者の数は、何処の園のこどもに対しても等しくあるべき。こども未来戦略方針(令和5年6月13日閣議決定)に「職員配置基準の改善と明記されているとおり、あくまで「従るべき基準の改正」。一方、予想以上の人手不足のため「保育士確保が可能な保育所への上乗せ(加算)から始めて、基準改正につなげる」といった手順(プロセス)も必要。配置基準については、OECD 諸国水準を目標に、継続的な検証評価と見直し。

III 人口減少地域の対応

過疎地域は、現行の最低定員 20 人を引き下げる社会福祉法上の特例措置。公定価格は、更に細分化した定員区分の設定若しくは園単位での特例承認。

IV 公定価格

今回の制度化を機に、時代に相応しい価格設定となっているか、個別費目の積み上げ方式を堅持しつつ、次の視点から検討。

(1) 個別費目単価(金額)は、実勢価格となっているか。

(2) 新たに算入する費目はあるか。

例示:おむつ処理費、職業紹介手数料等

(3) 価格設定の基礎

定員割れが増加している現状から、「子どもの数」だけでなく、「支援内容を評価した」設定。

(4) 経費別の算定

全ての経費を「子ども一人当たりに割り返す」のではなく、経費の性格別に算定。

例示: a. 人数に関わらず算定する経費

(園児数や職員数に関係なく発生する施設維持管理費)

b. 人数で算定する経費

(園児数や職員数など対象となる数に比例する経費)

c. 職能的経費

(保育士の職務の困難度、スキルを評価した経費)

V こども誰でも通園制度(仮称)

モデル事業から制度本格実施に至るまでのスケジュールに沿い、事業者側として何時までに何を整える必要があるか。

制度利用のフローチャートの明示。

(1) 就労要件を問わずとは、保育認定が不要な給付か。

新たなる制度体系として創設か。

(2) 一時預かりとは何が異なるのか。

- (3) 保育人材不足の現状下で、事業者側に求められる要件は何か(施設整備と職員配置)。安定的な運営費の確保。
- (4) 園児と保育士の信頼関係(アタッチメント)が土台にあることが、子どもの成長と保育者とを繋ぐ鍵。その関係づくりとして週1~2回の通園を手掛かりに、家庭事情を踏まえた親子を孤独にしない仕組みが重要。
- (5) 「障害児支援、医療的ケア児支援については、保育所等におけるインクルージョンを推進する」とされており、利用に当たって優先度の可否。

VI その他

身近な相談機関(かかりつけ相談機関)について、導入予定となっている子ども家庭ソーシャルワーカーや「子ども誰でも通園制度(仮称)」との関係。